

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11名です。  
定足数に達しておりますので第33回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議ないものと認め指名いたします。  
農業委員4番委員  
農業委員5番委員をお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。  
始めに第136号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第136号議案について説明いたします。  
議案書2ページをご覧ください。所有権移転7件です。  
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。  
それでは、3ページをご覧ください。  
申請番号1番。  
譲受人の新規農地取得のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、申請者と子がおおり、農作業歴は貸借により30年・10年で、年間予定従事日数は150日、100日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具はリースを予定しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で40分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,081㎡です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。  
譲受人の新規農地取得のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、申請者・妻がおおり、農作業歴は実家にて20年・5年、年間予定従事日数は315日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。  
申請地は譲受人の自宅から徒歩2分であり、通作に問題はありません。  
取得後の経営予定面積は4,710㎡で、権利取得後は、水稻・蔬菜・梅・橘の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。  
譲受人の新規農地取得のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、譲受人・妻がおおり、農作業歴は、譲受人は貸借にて15年・妻は0年で、年間従事予定日数は、120日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。  
申請地は譲受人の購入予定の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。  
取得後の経営予定面積は177㎡で、権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番

	<p>譲受人・譲渡人共に境界誤りが発覚したため、売買により所有権移転するものです。  農業従事者は、譲受人・妻がおり、農作業歴は50年・20年で、年間従事日数は、250日・100日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。  申請地は譲受人の購入予定の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。  取得後の経営予定面積は14,265.39㎡で、権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号5番  譲受人は農地付き住宅購入による新規就農のため、また譲渡人は遠隔地在住のため、売買により所有権移転するものです。  農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴はともに10年、年間予定従事日数は共に30日で、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。  申請地は譲受人の購入した自宅から徒歩2分であり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は489㎡で、権利取得後は、梅とお茶の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号6番  譲受人は農地付き住宅購入による新規就農のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。  農業従事者は、申請者と夫がおり、農作業歴はともになく、年間予定従事日数は共に150日・60日で、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。  申請地は譲受人の購入した自宅からそれぞれ徒歩・自動車で約2分であり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,075㎡で、権利取得後は、夏秋野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号7番  譲受人は農地付き住宅購入による新規就農のため、また譲渡人は遠隔地在住のため、売買により所有権移転するものです。  農業従事者は、申請者と妻・子2人がおり、農作業歴はなし、年間予定従事日数は150日・100日・60日・60日で、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は譲受人の購入した自宅から徒歩1分であり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は392㎡で、権利取得後は、夏秋野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から7番について、許可することを原案といたします。  第136号議案の説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第136号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第136号議案は原案のとおり決定いたします。

議 長	次に第137号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号1番。 この案件について申請人は、申請地を昭和60年に倉庫兼離れ、平成18年に鍼灸診療所を建築し、隣接地は駐車場として利用し現在に至ります。当時、増築等する際に住宅敷地に隣接する申請地を利用し、今回農地法手続きが未了であったことが分かり、是正するため本申請に至ります。 宅地等として以前から利用していたことの始末書が添付されています。 農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、住宅敷地として転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農の支障はないと思われます。以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第137号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第138号議案は原案のとおり決定いたします。 次に第138号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第138号議案について説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。 所有権移転15件です。 議案書8ページをご覧ください。申請番号1・2番については関連した案件であるため、一括で説明をさせていただきます。 申請者、申請地記載のとおり。 譲受人は東京都に本社をおく、太陽光発電設備システムの施工・販売を行う法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、それぞれ管理困難となっていた地権者たちと売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 譲受人は、京都府に本社をおく小売り電気事業者です。自社の経営の安定化をはかるために、新たな事業地を探していたところ、管理困難となっていた地権者との売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。 譲受人は、本市にて鉄筋工業事業を営む法人です。借用していた駐車場を返却することとな

り、新たな駐車場用地を探していたところ、作業場に近接した土地の売買が地権者と成立し、申請地に駐車場を設置するものです。農地区分は第3種農地の③に該当します。第3種農地ですので、許可ができるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

す。申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は現在東京都在住ですが、定年後に出身地である本市に転居予定です。今般、所有する農地への接道がないため、地権者より土地の譲り受け、申請地を進入路とするものです。

農地区分は第3種農地の③に該当します。第3種農地ですので、許可ができるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺住民へ説明の上承諾を得ており、周辺農地等営農への支障はないと思われま

す。申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は豊山町在住ですが、今後の将来をみすえ、持ち家の検討をしていたところ、地権者より土地譲り受ける運びとなり、申請地に一般住宅を建築するものです。杉山大東地域は県の条例(法34条第11号)に基づき、住宅が建築できる地域に指定されておりますので、調整区域であっても一般住宅が建築できるものとなります。

農地区分は第3種農地の③に該当します。第3種農地ですので、許可ができるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えま

す。建ぺい率は26.89㎡であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

す。申請番号7から11番について、同一事業者による同一事業の申請であるため、一括で説明し

ます。申請者、申請地記載のとおり。譲受人は広島県にて太陽光発電設備システムの施工・販売事業を営む法人です。需要増加に伴い新たな事業地を探していたところ、それぞれ管理困難となっていた地権者たちの売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

なお、黄柳野地内農地については、一体的な事業として見なし、事業用地が3,000㎡を超えるため、県農業会議の諮問案件となります。農地区分は、一畝地内農地は表の第2種農地の③に該当します。黄柳野地内農地については、表のいずれにも該当しない農地ですので、第2種農地に該当します。いずれも農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えま

す。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

す。申請番号12番。申請者、申請地記載のとおり。譲受人は本市在住であり、新たに駐車場用地を探していたところ、地権者より譲り受けることとなり、申請地を駐車場とするものです。なお、以前より一部敷地を駐車場として使用していたことに対する、始末書が添付されております。

農地区分は第3種農地の③に該当します。第3種農地ですので、許可ができるものとなります。次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えま

す。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

す。申請番号13番。申請者、申請地記載のとおり。譲受人は、本市にて音響機器を製造する法人です。既存駐車場が手狭となり新たな駐車場用地を探していたところ、事業所に近接した土地の売買が地権者と成立し、申請地に駐車場を設置するもの。農地区分は第3種農地の③に該当します。第3種農地ですので、許可ができるものとなります。次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計

	<p>画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第138号議案15件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p> <p>議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第138号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第138号議案は原案のとおり決定いたします</p>
議 長	<p>次に、第139号議案改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第139号議案について説明させていただきます。議案書13ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>使用貸借権設定13件、賃貸借権設定4件であり、そのうち9件が新規設定です。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 新規就農です。</p> <p>(議案書のとおり説明)</p> <p>以上、番号1番から17番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第139号議案につきましては適当であることを原案とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号17番について、12番委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件となりますので、該当番号以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第135号議案17番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第139号議案17番以外については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>続いて、17番になります。ここで12番委員には、一時退室をお願いします。</p>
議 長	<p>12番委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>

	<p>第139号議案17番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第139号議案17番については原案のとおり決定いたします。</p> <p>事務局は、委員を入室させてください。</p> <p>(委員入室・着席)</p> <p>つづいて、第140号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規程に基づく農用地利用等促進計画案に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第140号議案について説明させていただきます。議案書18ページをご覧ください。</p> <p>令和5年4月1日、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、今までの農用地利用配分計画は廃止され、代わりに農用地利用集積等促進計画となりました。</p> <p>今までの農用地利用配分計画は中間管理機構が愛知県に申請し、認可がおりたら農業委員会に通知する流れだったため、総会では報告案件にあげていましたが、農用地利用集積等促進計画となってからは、中間管理機構が愛知県に申請する際に農業委員会の意見が必要となったため、議案に上げています。</p> <p>今からお伝えする、2つの要件を満たしていることを確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地の全てを効率的に耕作すること</li> <li>2. 耕作に必要な農作業に常時従事すること</li> </ol> <p>先ほどの第139号議案の利用集積計画と、基本的には同じ要件です。</p> <p>それでは議案の説明にうつります。改めて、議案書18ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。</p> <p>賃借権による権利の移転（耕作者の変更）1件です。</p> <p>議案書19ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 高齢による規模縮小のため、作手守義地内の田1筆1,471㎡の賃貸借権を記載のとおり所有権移転し、引き続き水稻の作付けをします。</p> <p>移転後の耕作者について、農業従事者は3名おり、農業従事日数は300日であり、農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>以上、番号1番につきましては農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており、賃借県の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、</p> <p>第140号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第140号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第140号議案は原案のとおり決定いたします</p> <p>次に、第141号議案農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。</p> <p>事務局説明</p>

事務局	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書をご覧ください。 報告第1から第5、報告案件計32件について説明いたします。 (議案書のとおり説明)
事務局	以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。 以上をもちまして第33回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。